

オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	2
23	3	7	3
24	4	8	4
25	5	9	5
26	6	10	6
27	7	11	7
28	8	12	8
29	9	13	9
30	10	14	10
31	11	15	11
32	12	16	12
33	13	17	13
34	14	18	14
35	15	19	15
36	16	20	16
37	17	21	17
38	18	22	18
39	19	23	19
40	20	24	20
41	21	25	21
42	22	26	22

43	23	27	23
44	24	28	24
45	25	29	25
46	26	30	26
47	27	31	27
48	28	32	28
49	29	33	29
50	30	34	30
51	31	35	31
52	32	36	32
53	33	37	33
54	34	38	33
55	35	39	34
56	36	40	34
57	37	41	35
58	38	42	35
59	39	43	36
60	40	44	36
61	41	45	37
62	42	45	37
63	43	46	38
64	44	46	38
65	45	47	39
66	46	47	39
67	47	48	40
68	48	48	40
69	49	49	41
70	50	50	42
71	51	51	43
72	52	52	44
73	53	53	44
74	54	53	44
75	55	54	45
76	56	54	45
77	57	55	46
78	58	55	46
79	59	56	47
80	60	56	47
81	61	57	47
82	61	57	47
83	62	58	47
84	62	58	48
85	63	59	48
86	63	59	48
87	64	60	48

88	64	60	48
89	65	61	48
90	66	61	
91	67	62	
92	68	62	
93	69	62	
94	69	62	
95	70	63	
96	70	63	
97	71	64	
98	71	64	
99	72	65	
100	72	65	
101	72	65	
102	72	65	
103	73	66	
104	73	66	
105	74	67	
106	74	67	
107	75	68	
108	75	68	
109	75	68	
110	75		
111	76		
112	76		
113	77		
114	77		
115	78		
116	78		
117	78		

カ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	2	1
3	1	3	1
4	1	4	1
5	1	5	1
6	1	6	1
7	1	7	1
8	1	8	1
9	1	9	1
10	1	10	1
11	1	11	1
12	1	12	1
13	1	13	1
14	1	14	1
15	1	15	1
16	1	16	1
17	1	17	1
18	1	18	1
19	1	19	1
20	1	20	1
21	1	21	1
22	1	22	1
23	1	23	1
24	1	24	1
25	1	25	1
26	1	26	1
27	1	27	1
28	1	28	1
29	1	29	1
30	1	30	1
31	1	31	1
32	1	32	1
33	1	33	1
34	1	34	2
35	1	35	3
36	1	36	4
37	1	37	5
38	1	38	6
39	1	39	7
40	1	40	8
41	1	41	9
42	1	42	10

43	1	43	11
44	1	44	12
45	1	45	13
46	2	46	14
47	3	47	15
48	4	48	16
49	5	49	17
50	6	50	18
51	7	51	19
52	8	52	20
53	9	53	21
54	10	54	21
55	11	55	22
56	12	56	22
57	13	57	23
58	14	58	23
59	15	59	24
60	16	60	24
61	17	61	25
62	18	62	25
63	19	63	26
64	20	64	26
65	21	65	27
66	22	65	27
67	23	66	28
68	24	66	28
69	25	67	29
70	26	67	29
71	27	68	30
72	28	68	30
73	29	69	30
74	30	69	30
75	31	70	31
76	32	70	31
77	33	70	32
78	34	70	32
79	35	71	33
80	36	71	33
81	37	71	33
82	37	71	33
83	38	71	34
84	38	72	34
85	39	72	35
86	39	72	35
87	40	72	36

88	40	72	36
89	41	72	36
90	41	73	
91	42	73	
92	42	73	
93	43	73	
94	43		
95	44		
96	44		
97	45		
98	45		
99	46		
100	46		
101	46		
102	46		
103	47		
104	47		
105	48		
106	48		
107	48		
108	49		
109	49		
110	49		
111	49		
112	49		
113	49		
114	50		
115	50		
116	50		
117	51		

キ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	2	1
3	1	1	3	1
4	1	1	4	1
5	1	1	5	1
6	1	1	6	1
7	1	1	7	1
8	1	1	8	1
9	1	1	9	1
10	1	1	10	1
11	1	1	11	1
12	1	1	12	1
13	1	1	13	1
14	1	2	14	1
15	1	3	15	1
16	1	4	16	1
17	1	5	17	1
18	1	6	18	2
19	1	7	19	3
20	1	8	20	4
21	1	9	21	5
22	1	10	22	6
23	1	11	23	7
24	1	12	24	8
25	1	13	25	9
26	1	14	26	10
27	1	15	27	11
28	1	16	28	12
29	1	17	29	13
30	1	18	30	14
31	1	19	31	15
32	1	20	32	16
33	1	21	33	17
34	1	22	34	18
35	1	23	35	19
36	1	24	36	20
37	1	25	37	21
38	2	26	38	22
39	3	27	39	23
40	4	28	40	24
41	5	29	41	25
42	6	30	42	26

43	7	31	43	27
44	8	32	44	28
45	9	33	45	29
46	10	34	46	30
47	11	35	47	31
48	12	36	48	32
49	13	37	49	33
50	14	38	50	34
51	15	39	51	35
52	16	40	52	36
53	17	41	53	37
54	18	42	54	38
55	19	43	55	39
56	20	44	56	40
57	21	45	57	41
58	22	46	57	42
59	23	47	58	43
60	24	48	58	44
61	25	49	59	45
62	26	50	59	46
63	27	51	60	47
64	28	52	60	48
65	29	53	61	49
66	30	53	62	49
67	31	54	63	50
68	32	54	64	50
69	33	55	65	51
70	34	55	65	51
71	35	56	66	52
72	36	56	66	52
73	37	57	67	53
74	38	58	67	53
75	39	59	68	54
76	40	60	68	54
77	41	61	69	55
78	42	61	69	55
79	43	62	69	56
80	44	62	70	56
81	45	63	70	57
82	46	63	70	57
83	47	64	71	57
84	48	64	71	58
85	49	65	71	58
86	50	65	72	58
87	51	66	72	59

88	52	66	72	59
89	53	67	73	59
90	53	67	74	60
91	54	68	75	60
92	54	68	76	60
93	55	69	77	61
94	55	70	77	61
95	56	71	78	62
96	56	72	78	62
97	57	73	79	63
98		73	79	63
99		74	80	64
100		74	80	64
101		75	80	64
102		75	81	64
103		76	82	65
104		76	83	65
105		77	84	66
106		77	84	66
107		78	85	67
108		78	85	67
109		79	85	67
110		79	85	67
111		80	86	68
112		80	86	68
113		80	87	69
114		81	88	69
115		82	89	70
116		83	90	70
117		84	90	70
118		85		
119		86		
120		87		
121		88		
122		89		
123		90		
124		91		
125		91		
126		91		
127		92		
128		92		
129		93		

ク 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給	
	3級	4級
1	1	1
2	1	2
3	1	3
4	1	4
5	1	5
6	1	6
7	1	7
8	1	8
9	1	9
10	1	10
11	1	11
12	1	12
13	1	13
14	1	14
15	1	15
16	1	16
17	1	17
18	1	18
19	1	19
20	1	20
21	1	21
22	1	22
23	1	23
24	1	24
25	1	25
26	1	26
27	1	27
28	1	28
29	1	29
30	2	30
31	3	31
32	4	32
33	5	33
34	6	34
35	7	35
36	8	36
37	9	37
38	10	38
39	11	39
40	12	40
41	13	41
42	14	42

43	15	43
44	16	44
45	17	45
46	18	46
47	19	47
48	20	48
49	21	49
50	22	50
51	23	51
52	24	52
53	25	53
54	26	54
55	27	55
56	28	56
57	29	57
58	30	58
59	31	59
60	32	60
61	33	61
62	34	62
63	35	63
64	36	64
65	37	65
66	38	66
67	39	67
68	40	68
69	41	69
70	42	70
71	43	71
72	44	72
73	45	73
74	46	74
75	47	75
76	48	76
77	49	77
78	50	78
79	51	79
80	52	80
81	53	81
82	54	81
83	55	81
84	56	82
85	57	82
86	58	82
87	59	83

88	60	83
89	61	83
90	62	84
91	63	84
92	64	84
93	65	85
94	66	85
95	67	86
96	68	86
97	69	87
98	70	87
99	71	88
100	72	88
101	73	89
102	74	89
103	75	90
104	76	90
105	77	91
106	78	91
107	79	92
108	80	92
109	81	92
110	82	93
111	83	94
112	84	95
113	85	96
114	85	97
115	86	98
116	86	99
117	87	99
118	87	100
119	88	101
120	88	102
121	89	103
122	89	103
123	90	104
124	90	104
125	91	104
126	91	
127	92	
128	92	
129	93	
130	94	
131	95	
132	96	

133	97
134	97
135	98
136	98
137	98
138	98
139	99
140	99
141	100
142	101
143	102
144	103
145	104
146	105
147	106
148	107
149	107
150	108
151	109
152	110
153	111

別表第14（第23条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	6	5 又は 4	3	3～1	0
	4	4	4	3～1	0
	2	1	0	0	0

備考

- 1 この表に定める上段の号給数は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び第22条各号に掲げる職員で、条例第8条第6項の規定の適用を受けないものに適用する。
- 2 この表に定める中段の号給数は、上段及び下段の適用を受ける職員以外の職員に適用する。
- 3 この表に定める下段の号給数は、条例第8条第6項の規定の適用を受ける職員に適用する。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第2条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年北九州市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「1級2号給」を「1級7号給」に改める。

「	「
1	1号給から4号給まで
2	5号給から8号給まで
3	9号給から12号給まで
4	13号給から16号給まで
5	17号給から20号給まで
6	21号給から24号給まで
7	25号給から28号給まで
8	29号給から32号給まで
9	33号給から36号給まで
10	37号給から40号給まで
11	41号給から44号給まで
12	45号給から48号給まで
13	49号給から52号給まで
」	」

別表中

1 4	5 3 号給から 5 6 号給まで
1 5	5 7 号給から 6 0 号給まで
1 6	6 1 号給から 6 4 号給まで
1 7	6 5 号給から 6 8 号給まで
1 8	6 9 号給から 7 2 号給まで
1 9	7 3 号給から 7 6 号給まで
2 0	7 7 号給から 8 0 号給まで
2 1	8 1 号給から 8 4 号給まで
2 2	8 5 号給から 8 8 号給まで
2 3	8 9 号給から 9 2 号給まで
2 4	9 3 号給から 9 6 号給まで
2 5	9 7 号給から 1 0 0 号給まで
2 6	1 0 1 号給から 1 0 4 号給まで
2 7	1 0 5 号給から 1 0 8 号給まで
2 8	1 0 9 号給から 1 1 2 号給まで
2 9	1 1 3 号給から 1 1 6 号給まで
3 0	1 1 7 号給から 1 2 0 号給まで
3 1	1 2 1 号給から 1 2 4 号給まで
3 2	1 2 5 号給から 1 2 8 号給まで
3 3	1 2 9 号給から 1 3 2 号給まで
3 4	1 3 3 号給から 1 3 6 号給まで
3 5	1 3 7 号給から 1 4 0 号給まで
3 6	1 4 1 号給から 1 4 4 号給まで
3 7	1 4 5 号給

を

に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第 3 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する規則(昭和 6 3 年北九州市人事委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 8 条第 4 項本文に規定する昇給があるものとし、」を「第 8 条第 4 項の規定により標準号給数(同条第 5 項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給させるものとし、」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(切替日における昇格又は降格の特例)
- 2 平成26年4月1日(以下「切替日」という。)に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「新規則」という。)
第15条又は第17条の規定を適用する。
(切替日における昇給の特例)
- 3 職員の昇給(新規則第24条又は第25条に規定する昇給を除く。)は、新規則第20条の規定にかかわらず、切替日には行わない。
(改正条例付則第7項及び第8項の人事委員会規則で定める職員及び年齢)
- 4 北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成25年北九州市条例第38号。以下「改正条例」という。)付則第7項及び第8項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員とし、改正条例付則第7項及び第8項の人事委員会規則で定める年齢は、57歳とする。
(改正条例付則第8項の適用を受ける職員の昇給の特例)
- 5 改正条例付則第8項の適用を受ける職員で、改正条例第1条の規定による改正がないものとした場合において切替日以後最初に改正条例第1条の規定による改正前の条例第8条第4項の規定により昇給させることとなる時期(人事委員会が別段の定めをした職員については、人事委員会が定める時期)が、平成27年4月1日以後となるものの昇給(新規則第24条、第25条又は改正条例付則第8項に規定する昇給を除く。)は、新規則第20条の規定にかかわらず、同日には行わない。
- 6 切替日から平成27年3月31日までの間は、別表第14A欄の上段に掲げる号給数は、「6」とあるのは「4」と、同表B欄の上段に掲げる号給数は、「5又は4」とあるのは「4」と、同表C欄の上段に掲げる号給数は、「3」とあるのは「4」と、同表B欄の下段に掲げる号給数は、「1」とあるのは「2」と、同表C欄の下段に掲げる号給数は、「0」とあるのは「2」と、同表D欄の下段に掲げる号給数は、「0」とあるのは「1」とする。
(55歳を超える職員に関する読替え)
- 7 切替日から平成27年3月31日までの間における改正条例付則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する規則第3

条第3項の規定の適用については、同項中「同条第5項」とあるのは、「北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成25年北九州市条例第38号)付則第7項」とする。

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う昇給に関する経過措置等を定める規則をここに公布する。

平成26年3月17日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第2号

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う昇給に関する経過措置等を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年北九州市条例第38号。以下「改正条例」という。）付則第8項の規定による昇給に関し必要な事項を定めるものとする。

(改正条例付則第8項の規定による昇給)

第2条 改正条例付則第3項の規定の適用を受ける職員については、平成27年4月1日（人事委員会が別に定める職員については、人事委員会が別に定める日）において、北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号。以下「給与条例」という。）第8条第4項及び第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める号給数を昇給させることができる。

- (1) 改正条例付則第3項において読み替えられた改正条例付則別表第1の経過期間欄の6月未満の適用を受ける職員 4号給
- (2) 改正条例付則第3項において読み替えられた改正条例付則別表第1の経過期間欄の6月以上12月未満の適用を受ける職員 3号給
- (3) 改正条例付則第3項において読み替えられた改正条例付則別表第1の経過期間欄の12月以上18月未満の適用を受ける職員 2号給
- (4) 改正条例付則第3項において読み替えられた改正条例付則別表第1の経過期間欄の18月以上24月未満の適用を受ける職員 1号給

第3条 前条の規定による昇給の号給数が、同条の規定により昇給させることとなる日に職員が属する職務の級の最高の号給の号数から同条の規定により昇給させることとなる日の前日に当該職員が受けていた号給（当該昇給させることとなる日において職務の級を異にする異動又は初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第18条若しくは第19条の規定による異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、前条の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

第4条 改正条例付則第3項の規定の適用を受ける職員のうち、平成26年4月1日（以下「切替日」という。）以後において給与条例第8条第10項の適用を受けることとなる職員、北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北九州市条例第3号）第8条の適用を受けることとなる職員、公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例（平成13年北九州市条例第43号）第6条の適用を受けることとなる職員又は北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成21年北九州市条例第6号）第10条の適用を受けることとなる職員で人事委員会が別に定めるものについては、第2条の規定にかかわらず、別に人事委員会の定めるところにより昇給させることができる。

2 改正条例付則第3項の規定の適用を受ける職員のうち、切替日以後において停職期間が満了することとなる職員で人事委員会が別に定めるものについては、第2条の規定にかかわらず、別に人事委員会の定めるところにより昇給させることができる。

第5条 改正条例付則第3項の規定の適用を受ける職員のうち、切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して第2条及び前条の規定により昇給する職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が別に定めるものについては、第2条の規定にかかわらず、別に人事委員会の定めるところにより昇給させることができる。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第6条 前4条の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には適用しない。

（昇給させることができない職員）

第7条 切替日以後において規則第18条、第19条又は第31条の規定に基づき号給を決定されることとなる職員で人事委員会が別に定めるものについては、第2条、第4条及び第5条の規定により昇給させることができない。

（この規則により難しい場合の措置）

第8条 特別の事情によりこの規則の規定により難しい場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月17日

北九州市人事委員会委員長 河原一雅

北九州市人事委員会規則第3号

北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市職員の給与に関する条例施行規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

付則に次の3項を加える。

（条例付則第56項の規定により給与が減ぜられる職員に関する読替え）

- 6 条例付則第56項の規定により給与が減ぜられる職員（以下「減額対象職員」という。）に対する第2条の2第1号の規定の適用については、同号中「条例第8条の2」とあるのは、「条例付則第56項」とする。

（条例付則第56項の規定により減ずる額の計算の特例）

- 7 給与期間の初日以外の日において、減額対象職員以外の者が減額対象職員となった場合又は減額対象職員が減額対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第5条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった場合におけるその給与期間の条例付則第56項各号（第4号及び第5号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

（条例付則第56項及び第58項の規定により減ずる額に関する端数計算）

- 8 条例付則第56項第3号から第5号まで及び第58項に規定する地域手当の月額に相当する額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって地域手当の月額に相当する額とする。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月17日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第4号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和46年北九州市人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「配偶者」を「職員の扶養親族たる者（条例第12条に規定する扶養親族で条例第13条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者」に、「含む。以下」を「含む。以下この号において」に改め、「（条例第12条に規定する扶養親族で条例第13条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第2号に掲げる住宅」を削り、「これ」を「これら」に改める。

第3条及び第4条を削り、第4条の2中「第14条の2第1項第3号」を「第14条の2第1項第2号」に改め、同条を第3条とする。

第4条の3中「第14条の2第1項第3号」を「第14条の2第1項第2号」に改め、同条を第4条とする。

第5条中「額、住宅の所有関係等」を「額等」に、「実情、住宅の所有関係等」を「実情等」に改める。

第6条中「実情、住宅の所有関係等」を「実情等」に改める。

様式を次のように改める。

様式（第5条関係）

住 居 届		年 月 日 受付
局 区 部 課	職員番号	提出年月日 年 月 日 氏 名 印
配偶者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 市職員 <input type="checkbox"/> その他	※ 配偶者が市職員の場合に記入すること。 (所属) (職員番号) (氏名)

住居手当の受給状況 <input type="checkbox"/> 受給無 <input type="checkbox"/> 受給有 受給に係る住宅の所在地 _____	今回届出をする住宅 住宅の所在地 _____ 入居年月日 年 月 日
届出の理由 新規 又は 変更 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> 転居(通勤届の提出 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 契約の変更 <input type="checkbox"/> その他() 事実発生日 年 月 日	区分 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 単身社任手当受給者の配偶者等 種類 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間等() 契約 年 月 日
支給 の 終了 <input type="checkbox"/> 転居(通勤届の提出 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 契約の変更 <input type="checkbox"/> その他() 事実発生日 年 月 日	所有者 氏名 _____ 親族であるときの続柄() 住所 _____ 貸主 氏名 _____ 親族であるときの続柄() 住所 _____ 借主 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 氏名() 続柄() 共同名義人が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる 氏名() 続柄()
	家賃等 月 額 _____ 円 ※共益費及び駐車場代を含めないこと。 ※上記家賃等の額には、 <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。 <input type="checkbox"/> 店舗部分の借料が含まれている。

記入上の注意

- 1 太枠内のみ記入すること。
- 2 「職員番号」「氏名」欄には、必ず所定の職員番号付きゴム印を押すこと。
- 3 「届出の理由」欄には、住居届の主な理由の一つについてレ印を付すること。
- 4 「区分」欄には、居住者の別について、本人又は単身社任手当受給者の配偶者等のいずれかにレ印を付すること。
- 5 「借主」欄には、本人又は扶養親族のいずれかにレ印を付するとともに、共同名義人の有無についてもレ印を付すること。
- 6 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費、店舗付住宅の宿務部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転賃している場合の転賃部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、電気代、ガス代、水道代、食費等又は店舗部分の借料が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、電気代、ガス代、水道代、食費等又は店舗部分の借料を含めた額を記入して差し支えない。なお、この場合には、※印欄にレ印を付すること。
- 7 本人の居住する借家・借間等と、単身社任手当受給者で配偶者等の居住する借家・借間等の双方について届出をする者は、本人用と配偶者等用をそれぞれ提出すること。

備 考 < 追給・戻入 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 >	年 月 から	年 月 から	
	家賃額	決定額	家賃額
円	円	円	円
給 与 担 当 課	係 係長	上記のとおり決定する。 給与担当課長 印	電算入力済 <input type="radio"/> 追戻処理済 <input type="radio"/>

(日本工業規格J4)

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間は、北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年北九州市条例第38号）付則第9項に規定する者に係る住居手当については、この規則による改正前の住居手当に関する規則の規定は、なおその効力を有する。